

東大阪市告示第 110 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 55 条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国帰国者支援法」という。）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次の施術機関の指定を行ったので、法第 55 条の 3 第 1 号（中国帰国者支援法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 30 日

東大阪市長 野 田 義 和

指定した施術機関

別紙のとおり

指定区分	名称	施術の種類	所在地	指定年月日
指定	ヘルスケア治療院 萩原保	はり・きゅう	大阪府大阪市 淀川区西宮原2丁目7番50号	令和8年6月1日
指定	ヘルスケア治療院 萩原保	はり・きゅう	大阪府豊中市上新田3丁目5番1号	令和8年6月1日
指定	ヘルスケア治療院 萩原保	はり・きゅう	兵庫県尼崎市大庄 北1丁目24番16号	令和8年6月1日
指定	ヘルスケア鍼灸マッサージ治療院 萩原保	はり・きゅう	大阪府大阪市 淀川区西宮原2丁目6番16号 726	令和8年6月1日
指定	ヘルスケア鍼灸マッサージ治療院 萩原保	はり・きゅう	兵庫県尼崎市東園田町6丁目118番6号205	令和8年6月1日
指定	ヘルスケア鍼灸マッサージ治療院 萩原保	はり・きゅう	兵庫県尼崎市杭瀬南新町4丁目1番35号10 1	令和8年6月1日
指定	のぞみ訪問鍼灸治療院大阪 北店 吉田和美	はり・きゅう	大阪府大阪市 旭区高殿5丁目4番3-802 号	令和8年6月1日